

亀山市高齢者福祉計画（骨子案）に対する意見

【個別意見】

該当ページ	項目	意見	回答
2	2 計画の位置づけ	高齢者福祉計画と障がい者福祉計画は連携を取るよう図示されているが、65歳問題に見られるように、それぞれの制度やサービスの違いを理解した上での連携が全国的にもうまくなされていない。医療と介護の連携、介護予防と健康づくりの連携と同じく障がいとの連携がなされるよう書き込むべきである。	老人福祉法では、高齢者の福祉に関する事項を定める他の計画とは調和を保つこととされているため、相談支援体制の整備や成年後見制度など障がい者福祉計画と関連する施策の記載について、本計画と矛盾等が生じ無いよう調整を図ります。
2	3 計画の期間	年号の表記を統一するべきである。 例：2025（令和7）→令和7（2025）	年号の表記を統一して記載いたします。
3	4 基本理念 高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち	国が示す地域包括ケアの目的であることは理解するが、高齢者がどこでどのように暮らすかは、地域での暮らし以外にも様々な選択肢がある。様々な選択肢がなければ、高齢者が離れて暮らす家族のもとに身を寄せること、施設等に入所することがマイナスに取られることとなる。高齢者が選択した生き方ができるよう支援する文言が必要と考える。	地域包括ケアシステムは、高齢者が一般住宅に限らず住居の形態を自由に選択できることを前提として、「住み慣れた地域」で必要な医療や介護などのサービス提供を受けつつ、生活できるようにすることを基本としており、当該基本理念は、その点を踏まえた文言となっています。
3	5 基本目標及び施策の方向性 施策の方向性	基本目標の追加として、日常医療と病気になった医療（急性期病院、亜急性期・回復期、リハビリ病院）の整備も必要ではないかと考える。	医療機関の整備の方向性については、医療法に基づく医療計画である「三重県地域医療構想」で整理されていることから、本計画の策定にあたっては、当該構想を踏まえつつ、在宅医療・介護連携や認知症高齢者支援などにおける関係医療機関等との連携について記載いたします。

亀山市高齢者福祉計画（骨子案）に対する意見

【個別意見】

該当ページ	項目	意見	回答
4	基本目標1 地域包括ケア推進のための基盤整備 (2) 高齢者の社会参加と生きがいづくり	健康都市大学の具体的メニューに認知症対策、フレイル対策、日常生活上の体力、健康数値UPを取り入れるのは良いことであるが、更に今後を考え、次に活かせる指導者育成の具体的事業として取り組むべきであり、計画として具体的にあげるべきと考える。	かめやま健康都市大学で健康活動の拡大に向けて育成される人材については、地域で高齢者を支援する活動の担い手確保にも繋がるものとして、計画に記載いたします。
4	基本目標3 認知症高齢者支援の推進 (1) 認知症高齢者に寄り添うまちづくり	認知症高齢者の家族へのサポートが記載されていない。 認知症の介護家族が求める家族支援のあり方も追記するべきと考える。	認知症高齢者の家族支援について、養護者支援だけでなく、世帯全体の包括的な支援を踏まえて、計画に記載いたします。
		P5の1行目で「認知症高齢者の見守りが市内に行き渡るよう…」という内容に加え、多様で多くの認知症サポーターを養成することの記載が必要である。	地域や職域を問わず、幅広い年齢層において、認知症サポーターを養成するように、計画に記載いたします。
		共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、その人の個性や能力を發揮できるよう目的や理念が定められているが、施策の方向性が支援のみになっている内容では不十分であると考えます。	認知症基本法で求められる施策の方向性については、同法で策定が求められている市町村認知症施策推進計画において整理する必要があるものと考えます。
5	基本目標3 認知症高齢者支援の推進 (2) 虐待対応、成年後見人制度などの権利擁護	虐待対応について、すでに加害者になった場合のみの書き込みであるが、介護する人が加害者にならないよう予防する観点の書き込みが必要である。また被害者に対する対応も必要である。	虐待対応については、早期発見・見守り、保健医療・福祉サービスや関係機関の介入支援等のほか、被害者、加害者及び世帯全体の包括的な支援についても、計画に記載いたします。
	基本目標4 介護予防・生活支援サービスの充実 (2) 生活支援サービスの提供と安心・安全の確保	現在でも、民生委員・児童委員の成り手が不足しており、空白の地域もあるのが実態で、計画の中でより実効性の高い具体的な取組を示すべきである。	民生委員・児童委員だけでなく、自治会、地域まちづくり協議会（福祉委員会）、サロン等の自主活動参加者なども担い手と捉えて、計画に記載いたします。

亀山市高齢者福祉計画（骨子案）に対する意見

【個別意見】

該当ページ	項目	意見	回答
5		生活支援サービスの提供も大切であるが、高齢者の生活困窮者への配慮の体制も整う事で安心・安全が確保されると考える。	高齢者の生活困窮者への配慮を含め、高齢者を取り巻く諸問題解決に向けた体制整備について、計画に記載いたします。
		一人暮らしの高齢者にとって人と関わる機会が必要である。ずっと一人だと、会話そのものが嫌になり、ふさがちな性格になる。高齢者の話し相手となるような「話し相手サービス」の提供を追加すべきである。	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の高齢者の社会参加や生きがいがづくり、外出機会の提供、見守りなどについて、計画に記載いたします。
5	基本目標4 介護予防・生活支援サービスの充実 (2) 生活支援サービスの提供と安心・安全の確保	「災害・感染症への備えの充実について」という文言が削除され、施策の方向性の表記が「安心・安全の確保」と変わった。文言はどちらでも良いと考えるが、現計画の通り、「安心して暮らせる環境づくり」の中に位置付けたほうが良いと考える。 今の位置付けのままだとするならば、ゴミ出しなどの生活支援サービスと同じにせず、新たに項目を立てるべきである。加えて、安心して地域で暮らせる環境づくりという基本目標が住まいに特化しているので基本目標の文言をそのように変えた方が良いと考える。	基本目標と施策の方向性の文言については、再検討したうえで、計画に記載いたします。
	基本目標5 安心して地域で暮らせる環境づくり	「高齢者が入居できる空き家や民間賃貸住宅等高齢者の安心な住まいの確保に努めます。」と表現されているが、当初から民間だけでなく公共でも住まいの確保をすべきと考える。	高齢者の住まいの確保については、国、県及び市の住生活基本計画等を踏まえて、計画に記載いたします。
6		自宅のある高齢者（単身）はできるだけ、周囲の援助で自宅にいても、賃貸住宅に住む人は家賃が払えない場合に限って、公営住宅を斡旋する仕組みが必要である。	公営住宅への入居については、入居資格、入居者の募集方法、入居者の選考等が公営住宅法の規定に従って行われているものと考えます。
		下から3行目で「次期都市マスタープラン等他計画と・・・」とあるところを「次期都市マスタープランなど他の計画と・・・」とし、下から2行目で「セーフティネット住宅等そのような高齢者が・・・」とあるところを「セーフティネット住宅など該当する高齢者が・・・」とした方が適切であると考えます。	ご指摘の点を踏まえて、内容を検討したうえで、計画に記載いたします。